

平成30年度特別区人事・厚生事務組合における 障害者就労施設等からの物品等の調達方針

副管理者 決定

平成30年4月1日施行

1 基本的考え方

障害者が就労によって経済的な基盤を確立し、自立した生活を送るためには、障害者雇用を推進するための仕組みを整えるとともに、障害者が就労する施設等（以下「障害者就労施設等」という。）が供給する物品及び役務（（以下「物品等」という。）に対する需要の促進を図り、当該施設等の受注を安定的に確保することが重要である。

このため、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第9条第1項の規定に基づき、特別区人事・厚生事務組合（以下「特人厚」という。）における障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針を作成し、障害者就労施設等で就労する障害者の自立の促進に資することを目的とする。

2 用語の定義

本方針において使用する用語は、障害者優先調達推進法で使用する用語の例による。

3 適用範囲

本方針の適用範囲は、特人厚の全ての所属が発注する4に掲げる物品等の調達とする。

4 対象とする物品等

特人厚が契約によって調達する次に掲げる物品等のうち、障害者就労施設等が受注することが可能なもの。

(1) 物品

事務用品、食品・食料品・飲料類、小物・生活雑貨、その他障害者就労

施設等が可能な物品

(2) 役務

清掃、施設管理、軽作業、印刷・封入、データ入力、クリーニング、分別・回収、その他障害者就労施設等が提供可能な役務

5 対象となる障害者就労施設等

本方針の対象となる障害者就労施設等は、障害者優先調達推進法第2条第2項から第4項までに規定する次の障害者就労施設等とする。

(1) 障害者就労施設（次に掲げる施設）

ア 障害者支援施設

イ 地域活動支援センター

ウ 障害福祉サービス事業を行う施設（生活介護、就労移行支援、就労継続支援を行う事業に限る。）

エ 障害者の地域における作業活動の場として障害者基本法（昭和45年法律第84号）第18条第3項の規定により必要な費用の助成を受けている施設【小規模作業所】

オ 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律施行令（平成25年政令第22号。以下「障害者優先調達推進法施行令」という。）第1条第1号に規定する事業所【特例子会社】

カ 障害者優先調達推進法施行令第1条第2号に規定する事業所【重度障害者多数雇用事業所】

(2) 在宅就業障害者

(3) 在宅就業支援団体

6 物品等の調達目標

特人厚は、前年度の実績を上回るように努めるとともに、予算の適正な使用、契約における経済性、公平性及び競争性に留意しつつ、この方針の目的に沿うよう、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に努める。

7 物品等の調達の推進方法

特人厚は、障害者就労施設等からの物品等の調達を推進するため、次の取

組みを行う。

(1) 調達への推進に必要な情報の提供

障害者就労施設等が提供する物品等の内容など、その調達の推進のために必要な情報収集を行い、各所属がその情報を共有できるよう努める。

(2) 障害者就労施設等の供給能力の向上

障害者就労施設等がその供給する物品等について、質の向上及び供給の円滑化のために行う取組みの支援に努める。

(3) 障害者就労施設等の受注機会増大のための措置

物品等の調達に当たっては、適正な価格、機能及び品質を確保しつつ、次の観点について配慮することとする。

ア 物品等の調達が新たに生じた場合には、障害者就労施設等からの調達の可能性について検討するよう努める。

イ 物品等の調達について、障害者就労施設等からの調達が可能となるよう、発注方法、履行期間等を考慮するように努める。

ウ 物品等の調達に際しては、障害者就労施設等からの調達が可能となるよう、性能、規格等の必要な事項について、障害者就労施設等に対し十分な説明に努める。

(4) 随意契約による調達

障害者就労施設等からの物品等の調達に際しては、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号に規定する随意契約を積極的に活用する。

(5) 契約への取組み

物品等の調達に際しては、各部の契約において積極的に取り組むこととする。

(6) 指定管理先における配慮

特人厚の公の施設に係る指定管理者に対しても、本方針に沿った物品等の調達について理解と協力を求めていく。

8 調達実績の公表

特人厚は本方針に基づき調達した物品等の実績について、年度終了後、概要を取りまとめ、ホームページ等により速やかに公表する。